

# 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定事務取扱要領

令和 2 年 6 月 1 1 日  
宮崎県山村・木材振興課

## 第 1 趣旨

この要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号。以下「法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成 8 年政令第 153 号）、林業労働力の確保の促進に関する法律施行規則（平成 8 年農林水産省・労働省令第 1 号）、農林水産・厚生労働事務次官通達（平成 8 年 5 月 24 日付け 8 林野組第 120 号・労働省発職第 141 号）及び林野庁長官・労働省職業安定局長通達（平成 8 年 5 月 24 日付け 8 林野組第 121 号、職発第 370 号）に定める労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）の認定事務取扱いに関して、必要な事項を定めるものである。

## 第 2 改善計画の作成及び申請

1 改善計画の認定を受けようとする事業主は、計画の始期の 2 か月前までに認定申請書（様式 1）及び計画書（様式 2）それぞれ 1 部とその写し各 3 部に所要の添付書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

なお、事業主が他の事業主又は公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター（以下「センター」という。）と共同で作成する共同改善計画（以下「共同改善計画」という。）の場合は、計画の始期の 2 か月前までに認定申請書（様式 3）、共同計画書（様式 4）及び計画書（様式 2）のそれぞれ 1 部とその写し各 3 部に所要の添付資料及び次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 県税の納税証明書（全税目に未納がないことの証明となるもの）
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- (6) 直近 3 か年の貸借対照表及び損益計算書の写し又はこれらに類する書類の写し
- (7) 第 3 の第 1 項第 1 号から第 4 号、第 6 号から第 9 号に該当しない旨の誓約書（様式 5）
- (8) その他知事が定める書類

2 改善計画の実施期間は 5 年とし、改善計画の年次については、各事業体の会計年度とする。

3 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

なお、改善措置の実施項目については、別表 1 の雇用管理の改善及び事業の合理化

のいずれの改善計画にも取り組むものとする。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) センターが法第 13 条第 1 項の規定による林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

### 第3 認定

1 知事は、申請のあった認定計画について、別表 2 に定める基準に適合すると認められる場合は、これを認定するものとする。ただし、事業主が、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
- (2) 事業主の経営者等（個人にあってはその者若しくはその支配人、法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者。以下「経営者等」という。）が森林法、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）及び宮崎県立自然公園条例（昭和 36 年条例第 12 号）（以下「森林法等」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 1 年を経過していない場合
- (3) 森林法等を除く法令等において、事業主の代表経営者等（個人にあってはその者若しくはその支配人、法人にあっては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。）。以下「代表経営者等」という。）が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から 1 年を経過していない場合
- (4) 林業死亡労働災害（ただし、経営者等が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 211 条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたものに限る。）を発生させた日から 1 年を経過していない場合
- (5) 過去 3 年以内に次に掲げる規定について、行政処分（命令）を受けた、又は行政機関から文書による指導を 2 回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを 1 回と数える。）を受けた場合であって、改善が認められない場合
  - ア 森林法第 10 条の 2（開発行為の許可）
  - イ 森林法第 10 条の 8（伐採及び伐採後の造林の届出等）
  - ウ 森林法第 10 条の 9（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
  - エ 森林法第 10 条の 10（施業の勧告）
  - オ 森林法第 15 条（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
  - カ 森林法第 34 条第 1 項（保安林における立木伐採許可）
  - キ 森林法第 34 条第 2 項（保安林における作業許可）
  - ク 森林法第 34 条第 6 項（保安林における許可条件）
  - ケ 森林法第 34 条の 2（保安林における択伐の届出等）

コ 森林法第34条の3（保安林における間伐の届出等）

サ 森林法第34条の4（保安林における植栽の義務）

シ 自然公園法第20条第3項第2号から第4号及び第10号（特別地域における木竹の伐採等）

ス 自然公園法第21条第3項第1号から第3号（特別保護地区における木竹の伐採等）

セ 宮崎県立自然公園条例第18条第4項第2号から第4号及び第9号（特別地域における木竹の伐採等）

(6) 別表4の③及び④の規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過していない場合

(7) 県税に係る徴収金に未納がある場合

(8) 経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合

2 知事は、改善計画を認定したときは、改善計画認定通知書（申請者用）（様式6）によりその旨を申請者に通知するとともに、改善計画認定通知書（関係機関用）（様式7）によりセンター及び九州森林管理局に通知するものとする。

#### 第4 変更の申請

1 改善計画の認定を受けた事業主が、別表3に掲げる重要な変更をしようとする場合は、知事の認定を受けるものとする。

2 改善計画の認定を受けた事業主が変更をしようとする場合は、変更の始期の2か月前までに改善計画変更認定申請書（様式8）1部とその写し2部に所要の添付書類を添えて、知事へ申請するものとする。

3 変更後の改善計画の実施期間は、変更前の改善計画の実施期間を含めておおむね5年間（終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで）以内とする。

4 その他の改善計画の軽微な変更については、改善計画変更届出書（様式9）を提出するものとする。

#### 第5 変更の認定

1 改善計画の変更の認定は、第3の規定を準用するものとする。この場合において、「改善計画認定通知書（申請者用）（様式6）」とあるのは「改善計画変更認定通知書（申請者用）（様式10）」と、「改善計画認定通知書（関係機関用）（様式7）」とあるのは「改善計画変更認定通知書（関係機関用）（様式11）」と読み替えるものとする。

2 その他の改善計画の軽微な変更については、改善計画変更届出書の受理をもって変更の認定に代えるものとする。

## 第6 認定の取消し

- 1 知事は、別表4に掲げる基準に該当する場合は、認定を取り消すことができる。ただし、災害等不可抗力による影響で林業が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めたときは、この限りでない。
- 2 事業主は、別表4の④に該当するに至った場合は、遅滞なく、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、改善計画の認定を取り消したときは、当該事業主に対して改善計画認定取消通知書（事業主用）（様式12）によりその旨を通知するとともに、センター及び九州森林管理局に改善計画認定取消通知書（関係機関用）（様式13）により通知するものとする。

## 第7 改善措置の実施状況等報告

- 1 事業主は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、改善措置実施状況報告（様式14）により、事業年度の終了後3月を超過する日までにセンターへ報告するものとする。
- 2 事業主は、改善計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく改善措置の実施結果について、改善措置実施結果報告（様式15）によりセンターに報告するものとする。
- 3 センターは、改善措置実施状況報告及び改善措置実施結果報告を取りまとめて知事に報告するものとする。
- 4 知事は、改善計画の実施に遅滞があると認められる場合には、事業主等に対し、当該改善計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、改善計画の変更を指導するものとする。

## 第8 書類の提出

この要領により知事に書類を提出するときは、事業主の主たる事務所の所在地を所管する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。

### 附 則

この要領は、令和2年6月11日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、計画の始期が令和8年6月1日からで改善計画の認定を受けようとする事業主は4月30日までに認定申請すること。

別表1（第2関係）

区 分	雇用管理の改善	事業の合理化
実施項目	①雇用の安定化 ②労働条件の改善 ③労働安全の確保 ④募集・採用の改善 ⑤教育訓練の充実 ⑥高年齢労働者の活躍の促進 ⑦多様な担い手の活躍・定着の促進 ⑧その他の雇用管理の改善	①事業量の安定的確保 ②生産性の向上 ③「新しい林業」の実現に向けた対応 ④林業労働者のキャリア形成支援 ⑤その他の事業の合理化

※雇用管理の改善に関しては、募集・採用の改善についての改善措置のみを行うものは適当でなく、募集・採用の改善はその他の雇用管理の改善に関する措置と併せ行うものとする。

別表2（第3関係）

区 分	認 定 基 準
個別計画及び共同計画	①林業労働力確保促進基本計画に照らして適切なものであること。 ②改善措置の目標が現状より向上するものであり、かつ確実に達成できるものであること。 ③センターが林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。 ④改善措置の内容が、労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。 ⑤雇用管理者が選任されていること。 ⑥林業労働者を雇い入れたときは、当該林業労働者に対して雇用に関する文書が交付されていること。
共同計画	⑦全雇用労働者のうち常用の者の増加が5年間で1割以上であること。 ⑧素材生産事業に係る労働生産性の向上が5年間で2割以上であること。 ⑨事業規模の拡大については、素材生産事業に係る年間事業量以下の基準に合致していること。 ア 素材生産事業に係る年間事業量が3,500 m <sup>3</sup> 未満の事業主にあつては、5年間で7割以上素材生産事業量が増加すること。 イ 3,500 m <sup>3</sup> 以上5,000 m <sup>3</sup> 未満の事業主にあつては、5年後の素材生産量が6,000 m <sup>3</sup> 以上になっていること。 ウ 5,000 m <sup>3</sup> 以上の事業主にあつては、5年間で2割以上素材生産事業量が増加すること。

別表3（第4関係）

区 分	内 容
重要な変更	①改善措置の目標を変更（当該事業年度の改善措置の計画量に対して3割以上増減）する場合 ②改善措置の項目を追加又は廃止する場合 ③共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合 ④改善計画の実施期間を変更する場合 ⑤改善措置の実施時期を変更する場合 ⑥改善措置の実施に係る資金計画について、各内訳の設備投資額がおおむね3割を超えて変更する場合
軽微な変更	上記以外の変更

別表4（第6関係）

取 消 し 基 準
①改善計画の実施に著しい支障が生じて、当該改善計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合 ②第3の認定基準を満たさなくなったと認められる場合 ③第3第1項ただし書きに該当するに至った場合 ④その他法令違反、不法行為、公益に反する事実が確認された場合